

# 平成 22 年度経営計画

富山県信用保証協会

# 1 経営方針

## (1) 業務環境

### ① 富山県の景気動向

最近の県内の景気をみると、国の経済対策の効果もあり個人消費には一部に持ち直しの動きがみられるものの、住宅建設は低い水準で推移し、設備投資は大幅に減少している。公共投資は底堅い動きをみせ、生産は持ち直しの動きがみられるが、雇用は厳しい状況が続いており、企業倒産も引き続き高水準で推移する等、依然として厳しい状況にある。

先行きについては、生産面等で持ち直しの動きもみられるが、自立性に乏しく、世界景気の下振れ懸念、緩やかなデフレ状況、生産活動が低い水準にあることなどに伴う雇用情勢の動向等が県内経済に与える影響に留意する必要がある。

### ② 中小企業を取り巻く環境

製造業では、需要の停滞、製品単価の低下等で厳しさが続いており、大企業に比べると回復が遅れている。

建設業では、公共投資の底堅い動きがあるものの、民間の設備投資、住宅建設ともに低調に推移し、引き続き厳しい状況が続いている。

販売業では、消費者物価の下落が続き、大型小売店、コンビニエンスストアの売上高は減少している。エコポイントやエコカー減税などの経済対策効果により、家電や自動車の販売は増加に転じており、持ち直しの動きがみられる。家計調査によると、県内の平均消費支出は実質で前年に比べ減少が続いていたが、僅かながら増加に転じている。

## (2) 業務運営方針

当協会は、厳しさが続く中小企業の経営の安定、支援及び育成する役割を認識し、国、県、市町村の施策の一翼を担いつつ、適切な信用保証機能の発揮に努める必要がある。

このため、商工団体、金融機関等関係機関と密接な連携をしながら、中小企業の多様な資金需要に的確に応えるとともに、経営支援の充実を図り、「地域に信頼され、ともに歩む信用保証協会」を目指し、次の事項に積極的に取り組む。

### 【行動指針】

- ① 企業の実態把握を重視し、中小企業者をはじめ金融機関、関係機関等利用先の期待に誠実に応えることにより、強固な信頼関係の構築に努める。
- ② 中小企業のニーズに即した保証サービスの拡充等により、満足度の向上に努める。
- ③ 利用先の立場で迅速かつ親身な対応に心がける。
- ④ コンプライアンスを遵守し、地域に信頼される態勢づくりに努める。

### 【主要項目】

- ① 政策保証や多様化する資金調達に資する保証の積極的な推進
  - ・ 「景気対応緊急保証」をはじめとするセーフティネット保証に積極的に取り組む。
  - ・ 国、自治体が実施する新たな政策保証や制度保証に関して、説明会の開催やホームページ等により周知と推進に努める。
  - ・ 「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証」「予約保証」等資金調達の多様化や不動産担保に依存しない保証等の周知と推進に努める。

- ・ 中小企業等の保証ニーズを適切に把握し、保証サービスの提供に努める。
- ② 経営支援、再生支援の充実・強化
- ・ 実地調査や面談を積極的に行い、実情に即した保証対応、経営支援に努める。
  - ・ 中小企業金融円滑化法に基づく条件変更対応保証の周知と推進に努めるとともに、返済緩和や取りまとめ保証の早期かつ適切な対応を図る。
  - ・ 保証や経営に関する相談会を開催するとともに、関係機関の実施する相談会等にも積極的に参加する。
  - ・ 企業再生チームによる経営改善計画や事業再生計画の作成、検証、助言、再生支援関係保証による支援等企業再生に積極的に取り組む。
  - ・ 県再生支援協議会と定期的な情報交換を行い、再生支援を積極的に進める。
  - ・ 実地調査、面談能力向上のための内部研修を充実する。
  - ・ 再生支援に向けた貸出債権の譲受業務等に適切に対応する。
  - ・ 中小企業診断士の養成、目利き能力の向上等、計画的な人材の育成に努める。
- ③ 利便性の向上に向けた努力
- ・ 金融機関営業店や中小企業者への適時適切な情報発信に努める。
  - ・ 保証審査における迅速化、効率化に向けて、情報の共有化や事務改善について、金融機関とも協議し取り組む。
  - ・ 出前説明会等きめ細かい積極的な広報活動に努める。
  - ・ 利用先等の意見、要望等に迅速かつ親身に対応する。
  - ・ 保証日より(月報)、ホームページの充実を図るほか、自治体、関係機関との連携により適時適切な広報活動を進める。
  - ・ 保証協会団体信用生命保険を取り扱う。
- ④ 期中管理の充実・強化
- ・ 金融機関向けの研修会や内部研修等にて「約定書」の基本理念と解釈等の周知に努める。
  - ・ 大口等特定先企業については、決算書の取り受けにより業況を把握するとともに、必要に応じて面談や実地調査等を行い、経営安定のための支援に努める。
  - ・ 事故報告書受付先については、金融機関とも連携して、迅速に経営状況を把握し、早期正常化や適正な管理に努める。
  - ・ 事故報告書が未提出の金融機関に対して、早期に企業実態の把握を依頼するとともに、金融機関と連携しながら条件変更等による早期正常化に努める。
  - ・ 再生が可能と見込まれる企業については、再生支援チーム及び県再生支援協議会との連携による再生の打診、支援に努める。
- ⑤ 回収の充実・効率化
- ・ 保証協会債権回収㈱との連携を一層強化し、より効率的な回収を推進する。
  - ・ 少額分割弁済先については、一括弁済を推進する。
  - ・ 不動産担保処分については、早期かつ適正な価格での処分を推進する。
  - ・ 分割弁済履行状況の確認を徹底し、不履行先については、夜間督促や訪問等で確実な履行を促す。
  - ・ 定期的に求償権の実態把握に努め、適時、適切な管理、回収を図るとともに、求償権の管理事務停止及び整理を計画的に進める。
- ⑥ コンプライアンス態勢の充実・強化

- ・ コンプライアンス実施計画に基づく点検、研修等を徹底する。
  - ・ 反社会的勢力等の排除のため、関係機関と連携を図り情報の共有化、研修等を進める。
  - ・ 顧客の企業情報や個人情報等の保護を徹底するため、個人データの取扱状況の点検及び監査実施計画に基づく点検、監査等を実施する。
  - ・ 常務会機能の一層の充実を図るとともに、内部検査を適時適正に実施する。
  - ・ 規程等の整備・見直しを適時適切に行うとともに、内部システム掲示板を活用しその周知を徹底する。
  - ・ 天災、人災を含む緊急事態に、迅速かつ適切に対応することができるよう事業継続計画の作成、周知等体制の充実に努める。
- ⑦ 運営体制の充実・強化
- ・ ホームページや電算システムの充実、ディスクロージャー誌の発行等により適時適切な情報提供と情報公開の徹底に努める。
  - ・ OJT を含む研修計画を充実し、継続的な人材育成を推進するとともに、自主研修や資格取得等の支援の充実に努める。
  - ・ 福利厚生事業の充実を図ることなどにより安全で快適な職場環境づくりに努めるとともに、職員の健康づくりを支援する。
  - ・ 業務の改善、見直しなどにより効果的な経費の使用に努めるとともに、債券の格付や金融機関の決算数値等の確認により、安全かつ有利な資金運用に努める。

## 2 重点課題（部門別）

### 【保証部門】

#### (1) 現状認識

- ・ 厳しい経営環境にある中小企業者を支援するため、セーフティネット保証、政策保証及び資金調達の多様化に資する各種保証制度を積極的に推進する必要がある。
- ・ 中小企業等の保証ニーズの適切な把握に努め、保証サービスを提供する必要がある。

#### (2) 具体的な課題

- ① セーフティネット保証、政策保証及び資金調達の多様化に資する各種保証制度の積極的な推進
- ② 相談機能の充実
- ③ 保証審査の迅速化、円滑化及び利便性の向上
- ④ 中小企業等のニーズに応じた保証サービスの提供

#### (3) 課題解消のための方策

- ① セーフティネット保証、政策保証及び資金調達の多様化に資する各種保証制度の積極的な推進
  - ・ 「景気対応緊急保証」及びこれに対応する県、市制度の利用を促すなど積極的に対応する。
- ② 相談機能の充実
  - ・ 実地調査や面談を積極的に行い、適切な実態把握、経営支援に努める。

- ・ 関係機関と連携協力しながら相談会を開催するとともに、関係機関の実施する相談会等に積極的に参加する。
  - ・ 目利き講座の受講、中小企業診断士による内部研修等により実地調査、面談能力及び審査能力の向上に努める。
  - ・ 中小企業診断士による経営相談体制を構築する。
- ③ 保証審査の迅速化、円滑化及び利便性の向上
- ・ 適時、事務の見直し、改善を行うとともに金融機関との情報共有化を推進し、保証の迅速化、効率化に努める。
  - ・ 保証申込先に対しては、迅速かつ親身な対応に努める。
  - ・ CRD等を活用し、更なる審査の質的向上と効率化に努める。
  - ・ 保証協会団体信用生命保険を取り扱う。
- ④ 中小企業等のニーズに応じた保証サービスの提供
- ・ 自治体等と連携を図りながら、保証料負担の軽減等に努める。

## 【期中管理部門】

### (1) 現状認識

- ・ 経営支援、再生支援の充実を図る必要がある。
- ・ 「約定書例の解説と解釈指針」に基づき、金融機関との連携のもとに適正な保証対応と期中管理を徹底する必要がある。
- ・ 大口等特定先企業については、継続的に業況の把握に努める必要がある。
- ・ 延滞企業等、業況悪化懸念企業の早期把握に努め、金融機関と連携し早期正常化や適正な債務の管理に努める必要がある。

### (2) 具体的な課題

- ① 経営支援、再生支援の充実
- ② 「約定書例の解説と解釈指針」の遵守とその周知
- ③ 金融機関に対する保証付融資の適正な管理の要請
- ④ 業況悪化懸念企業等の早期把握と早期正常化

### (3) 課題解消のための方策

- ① 経営支援、再生支援の充実
  - ・ 条件変更対応保証、取りまとめ保証、返済緩和等に積極的に対応する。
  - ・ 企業再生チームによる経営改善計画や事業再生計画の作成、検証、助言、再生支援関係保証による支援等、企業再生に積極的に取り組む。
  - ・ 県再生支援協議会と定期的な情報交換を行い、再生支援を積極的に進める。
  - ・ 再生に向けた貸出債権の譲受等の支援業務に適切に対応する。
  - ・ 再生が可能と見込まれる中小企業者については、金融機関や県再生支援協議会と連携し再生の打診、支援に努める。
  - ・ 再生支援のための経営相談や保証を積極的に推進する。
- ② 「約定書例の解説と解釈指針」の遵守とその周知
  - ・ 協会内部関係部署による事例検討会等により期中管理状況を検証し、事例の共有化を図るとともに、保証審査時において、金融機関に期中管理の徹底を依頼する。

- ・ 内部研修等において、代位弁済関係諸規程、基準の周知、さらには問題意識の共有化を徹底する。
- ③ 金融機関に対する保証付融資の適正な管理の要請
  - ・ 保証業務講座、説明会等において、金融機関に対し「約定書」の基本理念の解釈等の周知を図るとともに、事例の配布等により認識の共有化を促進し、期中管理や各種手続きの遵守徹底を促す。また、必要に応じて個別金融機関の本部と協議し、改善の要請に努める。
  - ・ 事故報告書受付先については、金融機関とも連携して、迅速に経営状況を把握し、早期正常化や適正な管理に努める。
  - ・ 事故報告書が未提出の金融機関に対して、早期に企業実態の把握を依頼するとともに、金融機関と連携しながら条件変更等による早期正常化に努める。
  - ・ 保証料率の弾力化、責任共有制度の実状把握と検証を引き続き行う。
- ④ 業況悪化懸念企業等の早期把握と早期正常化
  - ・ 業況悪化懸念企業や延滞先企業については、速やかに面談や実地調査のうえ、金融機関と連携し、経営改善計画や事業再生計画作成の助言をするなどし、正常化を支援する。
  - ・ 大口の特定保証企業については、每期決算書を取り受けし、業況の把握に努め、必要に応じ適切な助言、経営支援を行う。

## 【回収部門】

### (1) 現状認識

- ・ 求償権の回収環境は、無担保求償権の増加等により年々厳しさを増していることから、個別求償権の実態の把握に努める必要がある。
- ・ 保証協会債権回収(株)との連携を強化し、求償権の回収増大に取り組む必要がある。
- ・ 回収見込みのない求償権の管理事務停止、整理の積極的な促進などにより求償権の効率的な管理を図る必要がある。

### (2) 具体的な課題

- ① 求償権の適切な状況把握
- ② 一括回収の促進、担保処分の促進
- ③ 分割弁済不履行先の督促強化
- ④ 保証協会債権回収(株)の活用
- ⑤ 求償権の効率的な管理

### (3) 課題解消のための方策

- ① 求償権の適切な状況把握
  - ・ 面談等により現状把握に努め、適時適切、交渉等を進める。
- ② 一括回収、担保処分の促進
  - ・ 少額分割弁済先に対しては、一括弁済の折衝に取り組む。
  - ・ 金融機関との連携強化による担保物件の任意処分や競売申立や競売物件情報の周知に努める等、早期処分に積極的に取り組む。

- ③ 分割弁済不履行先の督促強化
  - ・ 不履行先に対しては、夜間を含めた来協依頼や訪問等による交渉に積極的に取り組む。
- ④ 保証協会債権回収㈱の活用
  - ・ 無担保求償権に加え、担保付求償権のうち、無担保化した求償権を回収委託する。
  - ・ 遠隔地求償権先については、必要に応じて保証協会債権回収㈱を活用する。
- ⑤ 求償権の効率的な管理
  - ・ 求償権を効率的に管理するため、回収見込みのない求償権に対しては、引き続き管理事務停止手続き及び求償権整理を積極的に進める。

## 【コンプライアンス部門】

### (1) 現状認識

- ・ コンプライアンス態勢等の充実・強化を図り、公的保証機関としての一層の信頼の確立に努める必要がある。
- ・ 緊急事態への迅速かつ適切な対応ができる体制の充実に努める必要がある。

### (2) 具体的な課題

- ① コンプライアンス態勢の充実・強化
- ② 危機管理体制の強化
- ③ 運営規律の充実

### (3) 課題解消のための方策

- ① コンプライアンス態勢の充実・強化
  - ・ コンプライアンス実施計画に基づく点検、研修等を徹底する。
  - ・ 反社会的勢力等の排除のため、関係団体との連携強化を図りつつ、反社会的勢力等に関する情報の共有化を進めるとともに、研修の充実に努める。
  - ・ 顧客の企業情報や個人情報保護を徹底するため、個人データの取扱状況の点検及び監査実施計画に基づく点検、監査等を実施する。
  - ・ 常務会機能の一層の充実に努めるとともに、内部検査を適時適正に実施する。
  - ・ 倫理憲章や行動規範の周知徹底を図る。
- ② 危機管理体制の充実
  - ・ 天災、人災を含む緊急事態に、適切に対応できるよう、危機管理体制を絶えず点検し、体制の強化に努める。
  - ・ 事業継続計画に基づく教育・訓練を行うとともに、計画の点検等に努める。
  - ・ 苦情処理体制の充実に努める。
- ③ 運営規律の充実
  - ・ 業務の多様化、複雑化、高度化などから対応の迅速化を図るため、引き続き手順書や規程等の整備・見直しを進めるとともに、内部システム掲示板を活用しその周知を徹底する。
  - ・ 内部検査を適時適正に実施する。

## 【企画総務部門】

### (1) 現状認識

- ・ 中小企業者のニーズを的確に把握し、きめ細かなサービスの提供により一層努める必要がある。
- ・ 利用しやすく、わかりやすい広報活動に努める必要がある。
- ・ 透明性を高めるため、適時適切に情報提供ができるよう、情報公開や電算システムの充実に努める必要がある。
- ・ 利用者の期待に応え業務の迅速かつ適正な処理ができるよう、人材育成による業務遂行能力の向上を図るとともに、接遇マナーやクレーム対応の向上に努める必要がある。
- ・ 職員の健康管理に留意し、安心して働ける職場環境づくりを進める必要がある。
- ・ 協会の持続的な安定経営に向け、より一層の運営基盤の充実に努める必要がある。

### (2) 具体的な課題

- ① 中小企業者、金融機関、商工団体等の要望に応える広報活動
- ② 各種保証制度の積極的な活用に向けたきめ細かな周知
- ③ 中小企業者へのきめ細かなサービスの提供
- ④ 情報提供のための情報公開の徹底や電算システムの充実
- ⑤ 人材の育成による信頼される職場づくり
- ⑥ 活力ある職場づくり
- ⑦ 運営基盤の確立

### (3) 課題解消のための方策

- ① 中小企業者、金融機関、商工団体等の要望に応える広報活動
  - ・ 中小企業、金融機関等に対するアンケートを継続的に実施する。
  - ・ 個別説明会や保証業務講座を積極的に開催する。
  - ・ 保証日より（月報）、ホームページの充実に努めるほか、自治体、関係機関との連携により適時適切な広報活動を進める。
- ② 各種保証制度の積極的な活用に向けたきめ細かな周知
  - ・ 国、自治体を実施する新たな政策保証や制度保証の周知と推進に努める。
  - ・ 「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証」、「予約保証」等の資金調達が多様化や不動産担保に依存しない保証等の周知と推進に努める。
- ③ 中小企業者へのきめ細かなサービスの提供
  - ・ 保証や経営に関する相談会を開催するとともに、国、県、市町村、商工団体、金融機関等と連携し、相談会等にも積極的に参加する。
  - ・ 経済団体や業界団体等主催の研修会へ積極的に参加する。
  - ・ 商工会等が主催する1日経営相談会に積極的に参加する。
  - ・ 経済講演会を開催する。
- ④ 情報提供のための情報公開の徹底や電算システムの充実
  - ・ ホームページの充実に努め情報公開の徹底を図る。
  - ・ ディスクロージャー誌の内容の充実に努める。
  - ・ 電算システムの活用等により統計資料の充実に努め、対外サービスの向上を図る。
- ⑤ 人材の育成による信頼される職場づくり

- ・ 中小企業診断士や目利き能力がある人材の育成に努める。
  - ・ OJT を含む研修計画を充実し、職員の自主研修や資格取得等の支援の充実を図る。
  - ・ 各種講演会への参加や外部団体との交流の機会等を図り、職員の資質の向上に努める。
  - ・ 接客接客やクレーム対応等の研修によりコミュニケーション能力の向上に努める。
- ⑥ 活力ある職場づくり
- ・ 衛生委員会を通して職員の健康管理の充実や職場環境の改善に努めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に取り組み、健康で健全な活気ある職場づくりを進める。
  - ・ 職員が利用しやすいよう福利厚生事業の充実に努める。
  - ・ 職員の地域等における社会貢献活動の支援に努める。
- ⑦ 運営基盤の確立
- ・ 安定的な運営が図られるよう、収支の改善や国、県、市等の支援措置の確保に努める。
  - ・ 事務の改善、見直しやコスト意識、適正な予算管理等により、効果的な経費の使用に努める。
  - ・ 資金運用計画に基づき安全、有利な資金運用に努める。

### 3 事業計画

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	139,500	88.0	94.1
保証債務残高	329,000	106.6	100.6
保証債務平均 残高	328,000	107.2	103.1
代位弁済	8,400	88.4	94.6
実際回収	1,600	106.7	100.8
求償権残高	2,377	91.1	92.2

積算の根拠(考え方)
<p>・保証承諾 緊急保証をはじめとする経済対策保証が浸透し利用が一巡したため、21年度実績見込に比べ減少するものと見込んだ。</p> <p>・代位弁済 経済対策に伴い経営環境等にやや落ち着きがみられることや適切な期中管理により、21年度実績見込に比べ減少するものと見込んだ。</p> <p>・実際回収 適正な物件処分に取り組むとともに一括回収の促進や保証協会債権回収(株)の活用等から、21年度実績見込とほぼ同額の16億円を見込んだ。</p>

#### 4. 収支計画

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,214	95.0	98.3	0.98
保証料	2,422	83.9	87.8	0.74
運用資産収入	206	95.4	90.0	0.06
責任共有負担金	314	448.6	461.8	0.10
その他	272	128.9	127.7	0.08
経常支出	2,272	97.4	102.3	0.69
業務費	785	99.4	100.8	0.24
借入金利息	0	-	-	-
信用保険料	1,487	96.4	103.1	0.45
雑支出	0	-	-	-
経常収支差額	942	89.6	90.0	0.29
経常外収入	9,813	97.2	100.7	2.99
償却求償権回収金	218	103.8	100.5	0.07
責任準備金戻入	2,081	107.0	109.4	0.63
求償権償却準備金戻入	656	111.9	119.7	0.20
求償権補填金戻入	6,858	93.3	96.9	2.09
その他	0	-	-	-
経常外支出	10,885	94.6	98.4	3.32
求償権償却	8,187	91.6	98.3	2.50
責任準備金繰入	2,093	105.9	100.6	0.64
求償権償却準備金繰入	605	101.0	92.2	0.18
その他	0	-	-	-
経常外収支差額	△ 1,072	75.7	81.3	△ 0.33
制度改革促進基金取崩額	65	-	95.6	0.02
収支差額変動準備金取崩額	65	21.2	35.7	0.02
当期収支差額	0	-	-	-
収支差額変動準備金繰入額	0	-	-	-
基金準備金繰入額	0	-	-	-
基金準備金取崩額	0	-	-	-
基金取崩額	-	-	-	-

#### 積算の根拠(考え方)

- 「保証料」については、21年度末未経過保証料のうちの22年度の保証料相当額に22年度保証承諾分のうちの当該年度に該当する保証料相当額を合算した。
- 「信用保険料」については、平成22年度の保証債務平均残高見込の伸張率を参考に算出した。
- 「責任準備金繰入」については、平成22年度末の保証債務残高見込額及び90日超期限経過債務見込額を参考に所定の割合で算出した。
- 「求償権償却」、「求償権補填金戻入」及び「求償権償却準備金繰入」については、平成21年度の見込率を参考に算出した。

## 5. 財務計画

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
金融機関等 出捐負担金	県	-	-	-
	市 町 村	-	-	-
	金融機関等	-	-	-
	合 計	-	-	-
基金取崩		-	-	-
基金準備金繰入		-	-	-
基金準備金取崩		-	-	-
期末基本 財産	基金	4,985	100.0	100.0
	基金準備金	9,324	100.0	100.0
	合 計	14,309	91.2	100.0

制度改革促進基金造成			
制度改革促進基金取崩	65	-	95.6
制度改革促進基金期末残高	396	-	-

収支差額変動準備金繰入	-	-	-
収支差額変動準備金取崩	65	21.2	35.7
収支差額変動準備金期末残高	3,180	99.9	98.0

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助			-	-
基金補助金			-	-
地方公共団体からの財政援助		737	137.0	106.5
保証料補給 (「保証料」計上分)		-	-	-
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		240	133.3	134.1
損失補償補填金		497	138.8	96.9
事務補助金 (保証料補給分を除く)		-	-	-
借入金運用益		-	-	-
責任共有負担金		314	448.6	461.8

### 積算の根拠(考え方)

#### ○基本財産

・平成 21 年度で金融安定化特別会計が終了となり、基本財産に計上されていた金融安定化特別基金(21 年度末時点での残高見込 1,437 百万円)が損失補償金に振替られることから基本財産は減少する。

#### ○制度改革促進基金

・部分保証制度に係る求償権の自己償却相当額 65 百万円を取崩する  
 ・平成 22 年度の国からの財政援助は不明のため、期末残高は 21 年度と同額とした。

#### ○収支差額変動準備金

・22 年度決算で、収支差額を 0 とするため、65 百万円取崩する。

## 6. 経営諸比率

(単位:%)

項目	算式	比率	対前年度 計画比増 減	対前年度 実績見込 比
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.74	△ 0.20	△ 0.13
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.06	△ 0.01	△ 0.01
経費率	経費(業務費＋雑支出)／保証債務平均残高	0.24	△ 0.02	△ 0.00
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.14	△ 0.02	△ 0.01
(物件費率)	物件費(経費－人件費)／保証債務平均残高	0.10	0.00	0.00
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.45	△ 0.05	△ 0.00
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	7.64	△ 0.23	△ 0.12
固定比率	事業用不動産／基本財産	0.35	0.06	0.01
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	34.84	3.05	0.00
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	12.38	△ 0.42	△ 1.05
		2,377百万円	/	
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	22.99 倍	/	
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	2.56	△ 0.55	△ 0.23
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	3.77	△ 0.45	0.14

(注)1 基本財産は、決算処理後のものである。

2 求償権による基本財産固定率の比率欄の下端数値は、年度末の求償権残高である。